

第一牧志公設市場再整備事業 かわら版 第21号

1. 市場事業者が実施する工事基準の追加について

過日配布の「**第一牧志公設市場再整備事業の仮設市場移転に関する市場事業者が実施する工事（C工事）内容**」の工事基準の追加事項（下記）を周知いたします。

（1）カーテン等の仕様

防犯灯の理由で店舗の看板下などにカーテンを設置する場合、**素材は「防災」の仕様**のものを使用してください。また、ネットを設置する場合は、**網目のサイズが12mm以上**のものを使用してください。

（2）店舗内の棚、商品等の高さ

店舗前面や店舗境界部の袖壁（低い部分）にショーケースや陳列棚、商品等を設置する場合は、**床面からの高さ1.3m以下**にしてください。

（3）店舗境界の袖壁への仕切りの追加

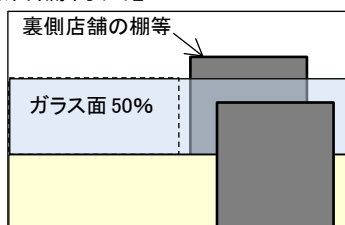
店舗境界の袖壁（ガラス面除く）に仕切りを追加する場合は、隣の店舗の合意を得た上で、仕切りの上端は**床面からの高さ1.3m以下**とし、不燃材を使用してください。（店舗内の仕切り壁と同様のルール）

（4）ガラス壁面の遮へい

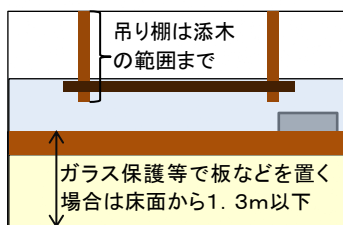
鮮魚部門や精肉部門等一部店舗に設置されている**ガラス壁面は、両側の店舗合わせて50%以上の面積を棚等で遮へいしてはいけません**。（透過性のある格子状のフェンスなどを設置する場合も、設置範囲の面積（部材の面積ではない）で計算します）

また、見通しを確保するため、**店舗境界のガラス面は通路側を50%以上遮へいしてはいけません**。

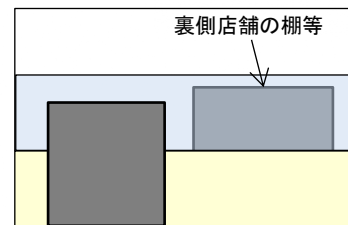
【店舗背面】



【○】裏側の店舗と合わせ、ガラス面が**50%以上確保**されている

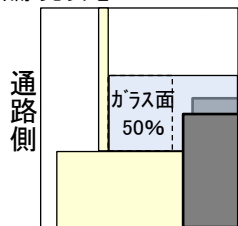


【○】裏側の店舗と合わせ、ガラス面が**50%以上確保**されている

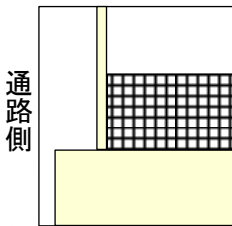


【×】裏側の店舗と合わせ、ガラス面が**50%以上確保**されていない

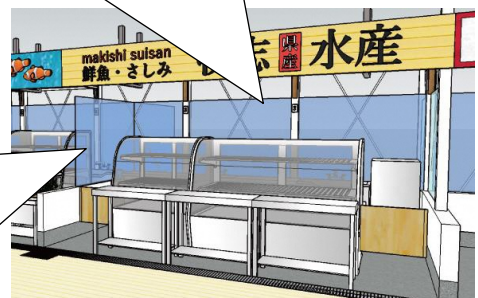
【店舗境界】



【○】隣の店舗と合わせ、通路側のガラス面が**50%以上確保**されている



【×】隣の店舗と合わせ、通路側のガラス面が**50%以上確保**されていない（格子状のフェンスは設置範囲の面積で計算します）



ご意見をお寄せください。

那覇市 経済観光部 なはまち振興課

第一牧志公設市場建設室 TEL : 098-863-1750（直通）